第一項の表四一七の項を次のように改める。

417	削除

第一項の表五八六の項を次のように改める。

586	削除

第一項の表七〇四の項を次のように改める。

704	削除

第一項の表八四九の項及び八五〇の項を次のように改める。

849	削除
850	削除

第一項の表八五九の項及び八六〇の項を次のように改める。

859	削除
860	削除

第一項の表八六三の項を次のように改める。

863	削除

二十七　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

第一項の表七一の項を次のように改める。

71	削除

第一項の表八九の項を次のように改める。

89	削除

第一項の表一〇五の項を次のように改める。

105	削除

第一項の表一一五の項を次のように改める。

115	削除

第一項の表一二七の項を次のように改める。

127	削除

第一項の表一四五の項を次のように改める。

145	削除

第一項の表一六四の項を次のように改める。

164	削除

第一項の表一九〇の項を次のように改める。

190	削除

第一項の表二〇三の項及び二〇四の項を次のように改める。

203	削除
204	削除

第一項の表二〇六の項を次のように改める。

206	削除

第一項の表二一三の項を次のように改める。

213	削除

第一項の表二三二の項を次のように改める。

232	削除

第一項の表二三六の項を次のように改める。

236	削除

第一項の表二七五の項を次のように改める。

275	削除

第一項の表三〇〇の項を次のように改める。

300	削除

二十八　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七五の項から七九の項までを次のように改める。

75	削除
76	削除
77	削除
78	削除
79	削除

第一項の表一七四の項を次のように改める。

174	削除